

独立行政法人大学入試センター保有個人情報の開示等に関する規則

平成17年3月30日
規則第3号

改正 平成17年12月22日規則第18号
改正 平成18年4月1日規則第8号
改正 平成19年3月30日規則第18号
改正 平成20年3月28日規則第10号
改正 平成23年9月22日規則第40号
改正 平成24年7月9日規則第23号
改正 平成25年2月27日規則第1号
改正 平成25年12月20日規則第12号

独立行政法人大学入試センター保有個人情報の開示等に関する規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における保有個人情報の開示、訂正、利用停止、消去又は提供の停止（以下「開示・訂正等」という。）については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「令」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「法人文書」とは、センターの役員又は職員（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、センターの職員等が組織的に用いるものとして、センターが保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

2 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この規則において「保有個人情報」とは、法人文書に記録されている個人情報をいう。

4 この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この規則で「部課」とは、センターにおける各課及び研究開発部をいう。

(開示・訂正等の審査基準)

第3条 理事長は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき、センターの保有する個人情報に関する開示・訂正等の審査基準を別に定めるものとする。

2 理事長は、前項の審査基準を定めるに当たっては、必要に応じて情報公開委員会に意見を求める。

(開示請求)

第4条 法第12条に基づいてなされるセンターの保有する自己を本人とする保有個人情報（「本人情報」という。）の開示請求は、開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）から提出される開示請求書（様式第1号）又はこれと同等の事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）により、総務課において受け付ける。

2 前項の場合において、開示請求者は、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむ得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者が本人であることを確認するため理事長が適当と認める書類

3 開示請求書を理事長に送付して開示請求をする場合には、開示請求者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を理事長に提出すれば足りる。

一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして理事長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

4 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって第1項の規定による開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたもの）を提示し、又は提出しなければならない。

5 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨をセンターに届け出なければならない。

6 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

7 開示請求者が第1項及び第4項による請求を行う際に納付しなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とし、センターの指定する銀行口座への振り込み、現金又は郵便為替により納付する。

8 第1項、第2項、第3項及び第4項により提出された開示請求書に形式上の不備があり、又は、第7項により支払われた開示請求手数料の不足等があると認めるときは、開示請求者に対し参考となる情報を提供して、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の特定)

第5条 理事長は、前条第1項及び第4項による開示請求があったときは、これを、次に掲げる事項とともに、関係する部課（以下「該当部課」という。）の長に通知するものとする。

一 開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書（以下「請求対象文書」という。）

の名称

二 その名称のみによって請求対象文書を特定することが困難であると認められる場合には、その名称以外の、請求対象文書の特定に必要な事項（開示請求者が知りたい内容等）

2 前項の通知を受けた該当部課の長は、速やかに請求対象文書中の本人情報（以下「請求対象情報」という。）を特定し、その開示・不開示等（以下「開示等」という。）について該当部課における予備的判断を行い、その内容と請求対象文書の利用目的を記した予備的判断書を、当該文書又はその写しとともに、理事長に提出するものとする。

（法人文書の開示及び部分開示）

第6条 理事長は、開示等の判断を行うに際して前条第2項の予備的判断を参考にし、必要に応じて、情報公開委員会に意見を求めるものとする。

（開示請求に対する措置）

第7条 理事長は、該当部課からの請求対象情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、法第4条第2号又は第3号に該当する場合には開示する保有個人情報の利用目的は通知しない。

2 理事長は、請求対象情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、不開示決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（開示決定等の期限延長）

第8条 理事長は、法第19条第2項を適用して、開示請求があった日から前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）を行う期間（以下「開示決定等の期間」という。）を延長する場合は、開示請求者に対し、遅滞なく、開示決定等期限延長通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 理事長は、法第20条を適用して、開示決定等の期間を延長する場合は、開示請求があった日から30日以内に、開示請求者に対し、開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（事案の移送）

第9条 理事長は、法第21条又は第22条に基づいて事案の移送をするときは、移送通知書（様式第6号）により事案を移送するものとする。

2 理事長は、前項により他の独立行政法人等又は行政機関の長に事案を移送したときは、開示請求者に対し、移送通知書（様式第7号）により通知する。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第10条 理事長は、請求対象情報に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において開示決定等をするに当たり、当該情報の内容等にてらし相当と認められるときは、当該情報に係る第三者に対し、通知書（様式第8号）により通知して、意見書（様式第10号）を提出する機会を与えるものとする。

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、通知書（様式第9号）により通知を行い、意見書（様式第10号）を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であって、当該情報が法第14条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき

二 第三者に関する情報が記録されている法人文書を法第16条の規定により開示しようとするとき

き

3 理事長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、請求対象情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、通知書（様式第11号）により通知することとする。

（開示の実施）

第11条 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は複写機により用紙に複写したものの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して原則として当該内容を紙に印刷して開示する。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあっては、理事長は、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示の実施は、当該法人文書を保有する該当部課で行う。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、開示実施方法の申出書（様式第12号）により、開示決定の通知があった日から30日以内に理事長にその求める開示実施の方法等を申し出なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示の実施方法において、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を希望する場合は、当該写しは書留郵便で送付するものとし、送付に要する実費は開示請求者が負担する。

（訂正請求）

第12条 前条による保有個人情報の開示を受け、その開示された保有個人情報の内容の訂正を求める者（以下「訂正請求書」という。）は、開示を受けた日から90日以内に限り、保有個人情報の訂正請求書（以下「訂正請求書」という。）（様式第13号）により訂正を求めることができる。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同規定中「開示請求」とあるのは、「訂正請求」と読み替えるものとする。

（訂正対象文書の特定）

第13条 理事長は、前条第1項による訂正請求があったときは、これを、該当部課の長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた該当部課の長は、速やかに訂正対象保有個人情報を特定し、その訂正の可否について該当部課における予備的判断を行い、その内容を、当該保有個人情報又はその写しとともに、理事長に提出するものとする。

（保有個人情報の訂正の可否）

第14条 理事長は、訂正の可否の判断を行うに際して前条第2項の予備的判断を参考にし、必要に応じて、情報公開委員会に意見を求めるものとする。

（訂正請求に対する措置）

第15条 理事長は、訂正請求対象保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、訂正決定通知書（様式第14号）により通知するとともに、該当保有個人情報を保有する該当部課の長に訂正を求めるものとする。

2 前項による訂正を求められた該当部課の長は、次号に掲げる事項を速やかに行うものとする。

一 該当保有個人情報の訂正

二 前号により訂正を実施した場合において、必要があると認められる時は、該当保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知

三 理事長に対して、第1号の完了報告及び前号の処置を行った場合には、その旨の報告

3 理事長は、訂正請求対象文書の全部を訂正しないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（訂正決定の期限延長）

第16条 理事長は、法第31条第2項を適用して、訂正請求があった日から前条第1項又は第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）を行う期間（以下「開示決定等の期間」という。）を延長する場合は、訂正請求者に対し、遅滞なく、訂正決定延長通知書（様式第16号）により通知するものとする。

2 理事長は、法第32条を適用して、訂正決定の期間を延長する場合は、訂正請求があった日から30日以内に、訂正請求者に対し、訂正決定特例延長通知書（様式第17号）により通知するものとする。

（事案の移送）

第17条 理事長は、訂正請求に係る保有個人情報に第9条の規定に基づく開示に係るものであるときに法第33条又は第34条に基づいて事案の移送をするときは、移送通知書（様式第18号）により事案を移送するものとする。

2 理事長は、前項により他の独立行政法人等又は行政機関の長に事案を移送したときは、訂正請求者に対し、移送通知書（様式第19号）により通知する。

（利用停止請求）

第18条 第11条による保有個人情報の開示を受け、その開示された保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を求める者（以下「利用停止請求者」という。）は、開示を受けた日から90日以内に限り、保有個人情報の利用停止請求書（様式第20号）（以下「利用停止請求書」という。）により利用停止を請求（以下「利用停止請求」という。）することができる。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において同規定中「開示請求」とあるのは、「利用停止請求」と読み替えるものとする。

（利用停止対象保有個人情報の特定）

第19条 理事長は、前条第1項による利用停止請求があったときは、これを、該当部課の長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた該当部課の長は、速やかに訂正対象保有個人情報を特定し、その利用停止の可否について該当部課における予備的判断を行い、その内容を当該保有個人情報又はその写しとともに、理事長に提出するものとする。

（保有個人情報の利用停止の可否）

第20条 理事長は、利用停止の可否の判断を行うに際して前条第2項の予備的判断を参考にし、必要に応じて、情報公開委員会に意見を求めるものとする。

（利用停止請求に対する措置）

第21条 理事長は、利用停止請求対象保有個人情報の全部又は一部を利用停止するときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、利用停止決定通知書（様式第21号）により通知するとともに、該当保有個人情報を保有する該当部課の長に利用停止を求めるものとする。

2 前項による利用停止を求められた該当部課の長は、次号に定める事項を速やかに行うものとする。

一 該当保有個人情報の利用停止及び提供の停止

二 理事長に対して、前号の完了報告

3 理事長は、利用停止請求対象文書の全部を利用停止にしないときは、利用停止にしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、決定通知書（様式第22号）により通知するものとする。

（利用停止決定等の期限延長）

第22条 理事長は、法第40条第2項を適用して、利用停止請求があった日から前条第1項又は第3項の決定（以下「利用停止決定等」という。）を行う期間（以下「利用停止決定等の期間」という。）を延長する場合は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、利用停止決定等延長通知書（様式第23号）により通知するものとする。

2 理事長は、法第41条を適用して、利用停止決定等の期間を延長する場合は、利用停止請求があった日から30日以内に、利用停止請求者に対し、利用停止決定等特例延長通知書（様式第24号）により通知するものとする。

（諮問をした旨の通知）

第23条 理事長は、法第42条第1項に基づく異議申立てを受け、同条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知書（様式第25号）により通知するものとする。

一 異議申立人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらが異議申立人又は参加人である場合を除く）

三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

（雑則）

第24条 この規則に定めるもののほか、個人情報の開示・訂正等の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 第4条第2項第1号及び第3項第1号の適用については、中長期在留者が所持する出入国管理

及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

3 前項の規定により、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第15条第2項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第28条第2項各号に定める期間とする。

4 旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して30日を経過する日までの間は、第4条第3項第2号の規定に掲げる書類とみなす。

附 則（平成25年2月27日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

独立行政法人大学入試センター理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ＜実施の希望日＞ 平成 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

手数料 (1件300円)	(請求受付印)
-----------------	---------

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

(開示請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報 (全部開示 ・ 部分開示)

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学入試センター理事長に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学入試センターを被告として、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等(裏面(又は同封)の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
期間: ○月○日から○月○日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)
時間:
場所:

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込み額)

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

(開示請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知)

平成○年○月○日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学入試センター理事長に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学入試センターを被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

<様式第4号>

入試セ総第 号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

開示決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

<様式第5号>

入試セ総第 号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第20条の規定により、下記のとおり開示決定の期限を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第20条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（平成〇年〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。） 平成〇年〇月〇日

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
（担当者名）（内線： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

(他の独立行政法人、行政機関の長) 殿

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第1項（又は第22条第1項）の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の独立行政法人、行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

<様式第7号>

入試セ総第 号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第1項（又は第22条第1項）の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の〇〇〇〇において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先	(移送先の名称) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線：)

電 話：

F A X：

e-mail：

(第三者利害関係人) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課名) (連絡先)
意見書の提出期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

(第三者利害関係人) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定による開示請求がありました。当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課名) (連絡先)
意見書の提出期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

平成 年 月 日

独立行政法人大学入試センター理事長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

平成 年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>(1) 支障(不利益)がある部分</p> <p>(2) 支障(不利益)の具体的理由</p>
連絡先	

入試セ総第 号
平成 年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から平成 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第23条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	平成 年 月 日
開示を実施する日	平成 年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学入試センター理事長に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学入試センターを被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
（担当者名）（内線： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

<様式第12号>

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

平成 年 月 日

独立行政法人大学入試センター理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	種類・量	実施の方法	
		(1) 閲覧	①全部 ②一部 ()
		(2) 複写したものの交付	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

平成 年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

(有 : 同封する郵便切手等の額 円)
無)

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

独立行政法人大学入試センター理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

(訂正請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学入試センター理事長に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学入試センターを被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

(訂正請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学入試センター理事長に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学入試センターを被告として、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

<様式第16号>

入試セ総第 号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
（担当者名）（内線： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

<様式第17号>

入試セ総第 号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第32条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

(他の独立行政法人、行政機関の長) 殿

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条第1項（又は第34条第1項）の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の独立行政法人、行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

<様式第19号>

入試セ総第 号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条第1項（又は第34条第1項）の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の〇〇〇〇において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先	(移送先の名称) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線：)

電 話：

F A X：

e-mail：

保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

独立行政法人大学入試センター理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____、日付：○年○月○日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

(利用停止請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学入試センター理事長に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学入試センターを被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

(利用停止請求者) 殿

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学入試センター理事長に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学入試センターを被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

<様式第23号>

入試セ総第 号
平成 年 月 日

(利用停止請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

<様式第24号>

入試セ総第 号
平成 年 月 日

(利用停止請求者) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第41条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第41条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)

電話:

FAX:

e-mail:

<様式第25号>

入試セ総第 号
平成 年 月 日

(不服申立人等) 様

独立行政法人大学入試センター理事長

○ ○ ○ ○

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

平成 年 月 日付けの独立行政法人大学入試センターに対する異議申立てについて、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第43条の規定により通知します。

記

異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立ての趣旨
諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・平 諮問 号

<本件連絡先>

独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail: